

2021年9月24日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

株式会社東京機械製作所とのFAXの送受信に関するお知らせ
(2021年9月22日受信・同月24日送信)

当社は、2021年9月22日と同月24日において、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）との間でFAXの送受信を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

2021年9月22日20時13分、当社は、東京機械製作所から、別紙1のとおりFAXを受信いたしました（「個別株主通知の申出受付票」につきましては、このお知らせからは除外させていただきます）。

これに対し、同月24日17時45分、当社は、東京機械製作所に対し、別紙2のとおりFAXを送信いたしました。

以 上

【別紙1】

2021年9月22日

アジア開発キャピタル株式会社
IR推進執行役員
山内 沙織 様

株式会社東京機械製作所
総務部総務課
西 克喜
03-3451-8591

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「株主名簿の閲覧・謄写請求書」および「個別株主通知の申出受付票」をご送付いたしますので、内容をご確認いただきよろしくお手続きをいただきますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

敬具

記

- ・株主名簿の閲覧・謄写請求書 1部
- ・個別株主通知の申出受付票 1部

<備考>

※貴社におかれましては、閲覧謄写請求書のフォーマットのご用意がないとのことなので、当社にて「株主名簿の閲覧・謄写請求書」を作成させていただきました。

※貴社の窓口は、OMM法律事務所様である旨のご説明を口頭にていただきましたが、当社は貴社の株主であるので、株主として貴社に対して株主権行使のご連絡をさせていただくことが望ましいと考えており、OMM法律事務所様に関しましては貴社にてご共有いただければと存じます。

以上

【別紙1】

2021年9月22日

アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役
アンセムウォンシュウセン様

〒108-8375
東京都港区三田三丁目11番36号
三田日東ダイビル6階
株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史



株主名簿の閲覧・謄写請求書

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は以下のとおり、貴社の株主名簿の閲覧・謄写を請求いたします。

- 1 貴社の株主として、会社法125条2項に基づき、貴社の2021年3月31日現在における株主名簿の閲覧・謄写を請求いたします。

本書到着日から3営業日以内に、コピーを当社宛（上記記載の住所）に郵送くださいますようお願いいたします。

なお、方法・日時につきまして、差し支えがあるようであれば、改めて協議の上、決定したく考えておりますので、本書到着から2営業日以内にご連絡くださいますようお願いいたします。

- 2 請求の理由

貴社のその他株主との対話を通じ、必要に応じて議決権行使について働きかける為

どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

2021年9月24日

株式会社東京機械製作所
総務理事
中野 実 様
総務部総務課
西 克喜 様

アジア開発キャピタル株式会社
IR 推進執行役員
山内 沙織

御 連 絡

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は貴社に対し、①当社らの貴社に対する貴社株主名簿の閲覧・謄写請求及び②貴社からの当社株主名簿の閲覧・謄写請求について、以下のとおり連絡します。

1. 当社らの貴社に対する貴社株主名簿（9/14）の閲覧・謄写請求について

当社らは貴社に対して、2021年9月8日付け株主名簿閲覧謄写請求書により、同月14日現在の株主名簿（以下「貴社株主名簿（9/14）」といいます。）の閲覧・謄写を請求しておりますが、貴社は、未だにこれを履行しておりません。

本日、当社は、貴社の総務部総務課に対し、架電により、貴社株主名簿（9/14）の閲覧・謄写請求について速やかに履行するように求めたところ、御担当者である総務理事中野様、西克喜様（以下「貴社中野様及び西様」といいます。）、及び社長室長米本様のいずれもが不在であるため対応できないとの御回答であり、その後、貴社中野様及び西様から御返電いただきましたが、貴社中野様及び西様は、貴社は既に貴社株主名簿（9/14）を本店に備置していることは認めながら、「終日工場に出ているため不在であるため、本日の対応はできない。」と述べて、結局、履行を拒みましたが（貴社中野様及び西様からは、履行日の予定すら、御回答いただけませんでした。）。しかしながら、このような貴社中野様及び西様の御対応は、遺憾ながら、正当な理由なく当社らの適法な請求を拒絶するものであり、違法な対応といわざるを得ませんので、改めて、速やかな履行を求めます。

また、貴社は、同月9日付け「貴社の株主名簿の閲覧及び当社に関する御回答」において、当社の同年3月31日現在の株主名簿をも開示してほしいというお願いに対してこれに応じることはできないという回答をなさっておりますが、改めて、こちらについても任意の開示をお願いできればと存じます（こちらは、株主権に基づく請求でなく、改めてのお願い

になります。)

2. 貴社からの株主名簿の閲覧・謄写請求について

当社は、貴社から、2021年9月22日付け株主名簿の閲覧・謄写請求書を、FAXにより、同日午後8時13分に受領しました。同請求書には、「本書到達日から3営業日以内に、(当社株主名簿の)コピーを当社宛…に郵送ください」と記載されています。

もっとも、当社は、現時点まで、証券保管振替機構から、貴社の当社株式所有について個別株主通知を受けていないため、貴社が当社の株主であることを確認できません(社債、株式等の振替に関する法律154条2項)。したがって、これを受けた後に、法令に従って速やかに対応させていただきます(特段の事情がない限り、貴社の要望に沿うように対応させていただきます。)

なお、当社の現在の株主名簿は、2021年3月31日現在のものではなく、同年9月10日現在のものとなりますので、後者のものを開示させていただきます。もっとも、前者のものを御希望であれば、その旨、改めてお申出いただければ、開示を検討させていただきます。

敬具